

五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 町は、コロナ禍における燃料費・物価高騰の影響を受けている運送事業者等の町内事業者を支援するため、当該年度の予算の範囲内において、指定する事業を営営する法人又は個人事業者に対し、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、五戸町補助金等の交付に関する規則（平成16年五戸町規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 支援金の交付対象事業は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）で分類される次の各号に定めるものとする。

- (1) 道路貨物運送業（日本標準産業分類 H44）
- (2) タクシー業（日本標準産業分類 H432）
- (3) 自動車運転代行業（日本標準産業分類 N7999）

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であること
- (2) 前条で定める交付対象事業を営む事業所を町内に有し、支援金申請時点で町内において交付対象事業の営業実態があり、支援金受給後も事業を継続する意思があること
- (3) 交付対象事業を営営する者（法人にあっては、代表者及び役員）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと
- (4) 申請日時点において納期限を迎えた町税に滞納がないこと
- (5) 五戸町建設事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付要綱（令和4年五戸町告示第136号）の規定による支援金の交付を受けていない、又は受ける予定がないこと

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める場合は、交付することができる。

(交付対象車両)

第4条 追加支援金の算定対象となる交付対象車両は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号及び第2号の交付対象事業にあっては、自己所有、かつ緑地に白文字の自動車登録番号標又は黒地に黄文字の車両番号標の車両をいう。
- (2) 第2条第3号の交付対象事業にあっては、自己所有、かつ自動車運転代行業の随伴用自動車をいう。

2 申請時点で休車している車両は交付対象車両の対象外とする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、別表のとおりとする。

2 支援金の交付は、1事業者につき1回に限るものとする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする交付対象者は、令和5年2月28日までに、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 現に交付対象事業に係る許可等を受けている又は届出をしていることが分かる書類の写し
- (2) 五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付対象車両一覧(様式第2号)
- (3) 交付対象車両全てに係る自動車検査証(車検証)の写し及び写真(町内事業所にあること及びナンバープレートの内容が確認できる写真)
- (4) その他町長が必要と認めた書類

(支援金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合は、内容を審査し、支援金を交付することが適当であると認めるときは、五戸町運送事業者等燃料等価格高騰対策支援金交付決定通知兼確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、支援金の交付の決定を受けた場合は、交付金の決定を取消すことができる。

(支援金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により交付決定の取消しをした場合において、すでに支援金を交付しているときは、期限を定めて、交付した支援金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (令和4年 五戸町告示第135号)

この要綱は、令和4年12月22日から施行する。

別表(第5条関係) 1事業者あたりの支援金の額

交付対象事業	支援金の額	
	基本支援金額	追加支援金額
(1) 道路貨物運送業	10万円	上限額を40万円として、交付対象車両1台につき2万円を追加交付
(2) タクシー業	8万円	
(3) 自動車運転代行業		

複数の交付対象事業を営む場合においても、基本支援金の重複交付は行わない。